

## 平成22年度最高裁判所総合評価審査委員会（第2回）議事概要

開催日及び場所	平成22年8月3日（火）最高裁判所中会議室
委員	委員長 深尾 精一（首都大学東京都市環境学部教授） 委員長代理 浦江 真人（東洋大学理工学部准教授） 委員 伊室 亜希子（明治学院大学法学部准教授） 大村 信之（経理局営繕課首席技官） 酒井 孝雄（同 次席技官）
委員からの意見・質問及びそれらに対する回答等	別添のとおり

(別添)

1 千葉地家裁松戸支部庁舎新営建築工事の総合評価について

(1) 入札参加者の状況について

1 3者から申請があり全者参加資格有りと確認された旨説明。(意見等なし)

(2) 技術提案等の評価結果について

評価項目(①外壁プレキャストコンクリートパネルの品質確保に関する提案,②建物内部への漏水防止対策に関する提案,③敷地周辺への配慮に関する提案)に係る競争参加資格確認業者から提出された技術提案と技術提案に基づく施工計画等の評価結果について説明。主な意見等は以下のとおり。

【委員】

今回は提出された技術提案数も多かったが,どのように評価作業を進めていったか,そのプロセスを教えてください。

【事務局】

提出された技術提案については,提案者名が分からないようにした提案書面にに基づき各担当者が評価案を作成し,それを内部技術審査会で審査するプロセスとなっているが,今回は提案数も多く相当な時間を要した。

【事務局】

前回の総合評価審査委員会で①と②の両方に関わるような提案があった場合は,①として評価するのか②として評価するのか事前に決めておくようにとのご意見をいただいたことから,「A:外壁プレキャストコンクリートに関わる漏水防止対策の提案が①であった場合は①の評価対象とする」,「B:②であった場合は②の評価対象とする」,「C:①②両方であった場合は①の評価対象とし②は無効とする」と定めて評価を行った。その結果Aの場合が6社,Bの場合が6社であった。Cの場合はなかったが1社から非常に似たような内容を少し言い替えただけというものがありCの場合を準用している。

【委員】

結果として有効と認められる提案はあったのか。

【事務局】

ほとんどが標準と同程度の技術提案であった。

【事務局】

②に関する提案については,現場打ちコンクリートに関する技術提案を想定していたが,工場製作である外壁プレキャストコンクリートの工場でのコンクリート打設についての提案があり,密実なコンクリート打設面が出来るものであったことから,漏水防止対策になると考え有効と評価した。このような判断としたがご意見等を伺いたい。

【委員】

元々プレキャストコンクリートだとそこから漏水することは無いであろうし,良くなるのだから有効とみて良いだろうということであるが,この判断でよろしいと考える。

**【事務局】**

③に関する提案で、工事車両の現場への通行時間帯について、事前に交通量調査を実施したうえで規制時間を設定している提案と、規制時間だけを設定している提案があった。これらを等しく有効と判断したがご意見等を伺いたい。

**【委員】**

各社、規制時間帯はそれほど変わらないのか。

**【事務局】**

時間帯に関しては各社まちまちである。

**【委員】**

どれだけ通行止めにするのかによって、それだけ作業が難しくなるということはあるが、今はこの判断でよろしいのではないかと。

2 千葉地家裁松戸支部庁舎新営電気設備工事の総合評価について

(1) 入札参加者の状況について

14者から申請があり全者参加資格有り確認された旨説明。(意見等なし)

(2) 技術提案等の評価結果について

評価項目(①庁舎の電力量削減のための技術提案,②電力・通信システムの保守性及び将来の改修に対するフレキシビリティを向上させる技術提案,③工事の進捗度に応じた適切かつ効率的な品質管理を行うための具体的な提案)に係る競争参加資格確認業者から提出された技術提案と技術提案に基づく施工計画等の評価結果について説明。主な意見等は以下のとおり。

**【事務局】**

①に関して、廊下部分の照明については人感センサーを取り付けることによって、人が歩行する時に照明を点灯させ電力量の削減を図るという提案があった。この提案について人感センサーの設置場所の相違により、裁判所関係者が利用する専用廊下等については有効と認められるものと判断し、不特定多数の人が利用する一般廊下については他官庁でも一般的ではないことや、来庁者への心理的影響も考慮して有効とは認められないものとした。このような判断としたがご意見等を伺いたい。

**【委員】**

一般の人がどのくらい入ってくるのか、その頻度によると思われる。

**【事務局】**

松戸支部は相当大的な支部であり、かなり頻繁に来庁者がある。また、上層階には法廷もあることから、どこの廊下もまんべんなく来庁者が通る状況である。

**【委員】**

それならばこの判断でよろしいと思われる。

**【事務局】**

②に関して、コンセントの回路番号を明示するという提案があった。これについては多くの現場で施工者が検査や確認のために部分的かつ自主的に行っている実績があることから議論があったところである。今回は全てのコンセントに回路番号を明示して保守性を向上しようという提案であることから有効と判断した。このような判断としたがご意見等を伺いたい。

**【委員】**

手間暇掛けて本当に全て行う必要があるのか疑問である。

**【事務局】**

事務室等多くの室が将来のフレキシビリティ確保のため OA フロアになっており、人事異動や OA 機器導入等に伴うレイアウト変更も生じることから、回路番号を表示しておけば対応が容易であり、保守性の向上が図れるということになる。

**【委員】**

これは将来的には標準的な仕様にしても良いということになるかもしれない。一般的に行われていることではあるが、標準的な仕様としては挙げていないので有効とすることでよるしいのではないか。

### 3 千葉地家裁松戸支部庁舎新営機械設備工事の総合評価について

(1) 入札参加者の状況について

19 者から申請があり 17 者が参加資格有り確認された旨説明。(意見等なし)

(2) 技術提案等の評価結果について説明

評価項目(①機器運転時の騒音及び振動の低減に関する提案,②機器及び配管工事の施工品質に関する提案,③工事の進捗度に応じた適切かつ効率的な工程管理を行うための具体的な提案)に係る競争参加資格確認業者から提出された技術提案と技術提案に基づく施工計画等の評価結果について説明。主な意見等は以下のとおり。

**【事務局】**

②に関して、配管施工完了後にマーキングを行うという提案があった。マーキングについては設計図書には記載されていないが、これを実施することは漏水事故を防ぐためには有効な手立てと言える。しかし、一般的には検査や現場施工確認のために、ほとんどの現場で実施されていることから今回は標準案と同程度と評価した。

また、マーキングを行ったうえ、更に現場代理人がチェックして施工図に記録を残すという提案もあり、これについてはより確実な施工管理が確保されると考え有効と評価した。このような判断としたがご意見等を伺いたい。

**【委員】**

チェックした施工図を提出させて本当にしたか確認をとる必要があるが、これについては事務局の考えのとおりで構わないと判断する。

**【事務局】**

同じく②に関して、配管内面劣化診断用の配管を設置することにより、配管内面の劣化を定期的に診断し、漏水事故を防止するという提案が複数社からあり、有効な提案とした。しかし、これは保守に関する提案でもあり必ずしも施工品質に関する提案とは言い難い面もあることからご意見等を伺いたい。

**【委員】**

定期的に将来点検するというのは施工業者がやるのではなく裁判所側がやることではないか。また、施工品質に関わる提案かどうかというところかなり違うと思われる。

**【事務局】**

これについてはご意見を踏まえて修正することとする。

#### 4 その他

- (1) 千葉地家裁松戸支部庁舎新営工事の発注スケジュール等について説明
- (2) 委員からの主な意見等はなし